

相模原市監査委員公表第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果に関する報告等を次のとおり公表する。

令和6年12月26日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

## 第1 監査の概要

### 1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### 3 監査の実施日程

令和6年8月5日から同年12月25日まで

### 4 監査の対象

#### (1) 対象部局

環境経済局。ただし、工事監査は、財政局(契約課)及び都市建設局(技術監理課)を併せて対象とした。

#### (2) 対象年度

令和5年度

## 第2 財務監査

### 1 監査対象事務及び監査対象課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

監査対象事務	監査対象課
委託料の支出に関する事務	環境経済局 産業支援・雇用対策課 創業支援・企業誘致推進課 農政課 森林政策課 ゼロカーボン推進課 環境保全課 水みどり環境課 廃棄物政策課

	資源循環推進課 廃棄物指導課 北清掃工場 橋本台環境事業所 相模台収集事務所
負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	環境経済局 地域経済政策課 産業支援・雇用対策課 創業支援・企業誘致推進課 森林政策課 ゼロカーボン推進課 資源循環推進課 津久井クリーンセンター

## 2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
委託料の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

## 3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

#### (1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### (3) ヒアリング

ゼロカーボン推進課及び津久井クリーンセンターの所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

### 4 監査の結果

第1及び1から3までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項等が見られた。

#### (1) 指摘事項

ア 相模台収集事務所の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模台収集事務所自家用電気工作物保安管理業務委託において、令和5年6月1日から令和6年3月31日までに実施した月次点検、年次点検等に係る委託料について、契約金額総額の月平均額を月額として分割払により支出していた。

毎月の支出に当たり検査検収した各点検結果報告書及び各月の業務委託報告書を確認したところ、年次点検は8月に実施され、月次点検は隔月の実施となっていた。

地方自治法第232条の4第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第160条の2第1号は、会計管理者は、普通地方公共団体の長の当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う支出命令がなければ支出をすることができない旨を規定している。

これを本件についてみると、令和5年6月分及び同年7月分として支出した月額委託料は、実施前で検査検収による債務が確定していない年次点検分を含む金額であるから、契約金額総額の月平均額を月額として支出したことは不適正な事務処理である。

なお、月次点検については、債務確定後の支出となっていたが、契約書では毎月1回又は隔月1回又は3月に1回の頻度で実施するものと規定するところ、隔月で実施され、実施していない月についても月次点検分の金額が含まれた支払となっていた。

今後は、各業務の実施時期に応じた支払方法を整理し、適正に支出事務を執行されたい。

イ ゼロカーボン推進課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し実施した相模原市省エネ機器更新促進補助金(市民用)において、要綱により当該補助金の申請手続等を定め、交付申請前に完了した補助対象事業について、交付申請書兼実績報告書及び請求書を同時に提出させ、交付決定及び額の確定に係る審査を同時に行う手続としていた。

このことについて、本件補助事業は、国の交付金に基づく緊急かつ臨時の単年度事業として決定したもので、膨大な交付件数が見込まれるところ、補助金申請手続に係る市民の負担軽減を図り利用しやすい制度とし、年度内に申請から支払まで完了することが求められたことから、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。)によらず、例外的に独立した要綱により手続を定め実施したとのことであった。

相模原市条例等整備方針(平成23年2月策定。以下「条例等整備方針」という。)は、条例、規則、規程及び要綱に定める事項の基準として、原則として給付に係る市民サービスの提供に関するものは規則で、補助金、給付金等市民への助成施策の細目は要綱で定めるものとしている。また、補助金の見直し指針の策定に伴う補助金の見直しの実施について(平成23年11月30日付け財務部長通知)では、補助目的、補助対象、補助対象経費及び補助率が要綱より上位の規程(条例・規則)で明確に定められているもののほかは、要綱を整備することとしている。

補助金規則は第1条において、補助金等に係る交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とするところ、本件要綱は、補助金規則が規定す

る基本的事項の範囲を超える手続を定めるもので、補助金規則の細目を定めるものではないから、現在の条例等整備方針等の示す基準に従うと、本来規則として整備すべきものである。

今後、本件と同様の補助事業の実施に当たっては、条例等整備方針、補助金規則等を再確認し、適正に実施手続を整備されたい。

## (2) 注意事項

ア 相模台収集事務所において、(1)アの業務委託契約に係る見積合せに当たり、前年度の契約事業者1者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定していた。

契約事務の手引き(令和6年4月改定)では、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第26条に定める金額の範囲内で随意契約を締結するために見積合せを実施する場合は、予定価格の積算・設定を遺漏なく行い、その取扱いは入札に準じることとし、入札・契約事務の適正執行について(令和5年3月31日付け契約課長通知)では、「1者からの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかつたりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取するとともに見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定すること」とされている。

参考見積書による予定価格の設定に当たっては、効率的な予算執行を推進する観点から市場価格等を勘案することが重要であると考えられるため、今後は、過去の実績事業者のみならず、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。

イ 津久井クリーンセンターの負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、相模原市浄化槽清掃補助金において、当該補助金の交付要綱に規定する申請手続等と事務処理が一部異なるなどの事例が見られた。

本件補助事業は、旧相模原市の区域と津久井地域で浄化槽清掃料金が異なることから、津久井地域の浄化槽管理者が行う浄化槽清掃に係る料金の一部を助成するもので、浄化槽清掃を実施した浄化槽清掃事業者が、当該浄化槽管理者に代わり交付申請書類等を市に提出するとともに

に、浄化槽管理者から清掃費用の一部を受け取り、残りの清掃費用について補助金の受領委任を受け市から直接受け取ることにより、浄化槽管理者である市民の受益者負担の均衡と軽減を図る制度としているものである。

今後は、本件補助事業の実施手続を改めて整理するとともに、交付要綱の規定を見直されたい。

## 5 意見

今回監査の対象とした複数の補助金の交付手続において、既に完了した事業を補助対象とし、実績報告書を兼ねた交付申請書類により補助金の交付申請を受け付け、当該書類により補助金の交付の可否及び実施事業の審査を行い、交付の決定と交付すべき額の確定の手続を同時に行う事例が見られた。

普通地方公共団体は、地方自治法第232条の2の規定に基づき、公益上必要がある場合において補助をすることができるとされるところ、本市の補助金規則は、補助事業の実施前に申請書類を提出させ、当該申請の審査においてあらかじめ公益上の必要性を確認した上で交付を決定した後に補助事業が実施される手続を定めており、必要により補助事業の遂行状況の報告を求め、交付決定の内容等に従い遂行すべきことを指示する旨を規定することにより、市による監督の実施を担保するものである。

補助事業の完了後に申請を受け付ける場合の手続については、現行の補助金規則に特段の定めがなく、事業担当課が定めるそれぞれの要綱において運用している状況が見られることから、補助金の制度を所管する財政課においては、公益上の必要性を十分に確認した上で交付決定が行われるべき点に留意し、条例等整備方針を所管する総務法制課と協議の上、完了した補助事業に係る補助金の手続について補助金規則に明記するなど、庁内で統一した取扱いを整備されたい。

### 第3 行政監査(重点調査項目)

#### 1 監査の調査項目

重点調査項目として「委託料の支出に係る検査・検収について」をテーマに定め、監査を行った。

## 2 監査の目的

地方自治法第234条の2第1項の規定により、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされ、地方自治法施行令第167条の15第2項の規定では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、これまでの監査の結果、契約書等に定める報告書類の不備、仕様書と報告書類の不整合等、検査・検収が適切に行われていないことに起因する不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、検査・検収が契約書等に基づき適切に行われているかを主眼に監査を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実施した。

## 3 監査対象事務及び監査対象課

令和元年度から令和3年度までに実施した財務監査及び行政監査(併用)の結果、指摘事項等となった事例を踏まえ、監査対象局の各課が執行した委託料に関する契約のうち、施設等管理運営委託料により支出した事務を対象として抽出により選定した。

監査対象事務	監査対象課
委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務	環境経済局 公園課 津久井地域環境課 清掃施設課 南清掃工場 北清掃工場 麻溝台環境事業所

## 4 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定

めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
検査・検収が適正に行われないリスク	(1) 契約書、仕様書等は適正に作成されているか。 (2) 委託の提出書類、成果物等は契約書等に基づき適正に受領されているか。 (3) 契約書、仕様書等に基づき業務は適正に履行されているか。また、報告書類は的確に作成されているか。 (4) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

## 5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

### (1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

### (3) ヒアリング

清掃施設課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

## 6 監査の結果

第1及び1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項等が見られた。

### (1) 指摘事項

ア 清掃施設課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、駅前公衆トイレに係る清掃業務委託において、当該施設の清掃業務とその清掃業務によって生じる廃棄物の処理について、一般廃棄物の収集運搬に係る許可を受けていない清掃事業者へ委託していた。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とし、その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、同法第6条の2第6項において、同法に規定する一般廃棄物収集運搬業者等に委託しなければならない旨を規定している。

これを本件についてみると、清掃事業者に委託した清掃業務に伴って生じた廃棄物は市が事業者として自らの責任において適正に処理しなければならず、当該廃棄物の処理を当該清掃事業者に委託することは不適正な事務処理である。なお、調査の過程において、当該廃棄物は、当該清掃事業者から再委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集・運搬し、市の清掃工場において処分されていることを確認した。

今後は、本委託契約において実施する業務内容を見直し、廃棄物の処理については一般廃棄物収集運搬業者に委託するなど、適正に事務を執行されたい。

イ 麻溝台環境事業所の委託料の支出に関する事務を調査したところ、麻溝台環境事業所油水分離層等清掃・汚泥処理委託において、清掃業務によって生じる汚泥の処分量は予定数量であるところ、総価の委託契約を締結し、年2回の業務実施毎に、分割払によりそれぞれ同額の委託料を支出していた。

委託事業者の請求書を確認したところ、汚泥処理業務費用は汚泥の処分量に応じ積算された額が記載され、清掃業務費用は分割払の支払金額と汚泥処理費用の差額が記載されていた。

本件契約の委託料は、各回の業務内容は同じであって、清掃業務費用と処分量に応じた汚泥処理費用の合計額を支払額とすべきところ、本来定額である清掃業務費用について、実際の汚泥処理費用に応じて差額調整された額を支払額としたことは不適正な事務処理である。

今後は、各業務の委託料額の算定方法を見直し、汚泥処理業務については処分量に応じた額を支払う総価単価契約とするなどの契約方法を検討し、適正に契約事務を執行されたい。

## (2) 注意事項

麻溝台環境事業所において、(1)イの業務委託契約等に係る見積合せに当たり、前年度の契約事業者1者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定していた。

参考見積書による予定価格の設定に当たっては、効率的な予算執行を推進する観点から市場価格等を勘案することが重要であると考えられるため、今後は、過去の実績事業者のみならず、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。

#### 第4 工事監査

##### 1 監査対象事務及び監査対象課

工事請負費(建設工事費)及び需用費(施設修繕料)の支出に関する事務を対象とした。

監査対象事務	監査対象課
工事請負費(建設工事費)の支出に関する事務	
相模原スポーツ・レクリエーションパーク整備工事(その32)	環境経済局 公園課 財政局 契約課 都市建設局 技術監理課
一般廃棄物最終処分場第1土堰堤工事	環境経済局 清掃施設課 財政局 契約課 都市建設局 技術監理課
需用費(施設修繕料)の支出に関する事務	
プラント関係修繕	環境経済局
廃熱ボイラ耐火物修繕	南清掃工場
反応集塵装置修繕(3号炉)	環境経済局 北清掃工場

##### 2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	ア 契約の方法、手続及び時期は適切か。 イ 設計図書どおり施工されているか。変更指示は適切に行われているか。
(2) 監督業務が適切に行われないリスク	ウ 法令等を遵守して施工されているか。施工体制台帳は整備されているか。 エ 検査調書等検査記録は整備されているか。

### 3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

#### (1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### (3) ヒアリング

清掃施設課、南清掃工場及び北清掃工場の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

### 4 監査対象事務の概要

#### (1) 相模原スポーツ・レクリエーションパーク整備工事(その32)

契約金額 243,101,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和5年7月7日から令和6年1月30日まで

工事内容 人工芝野球場の整備

#### (2) 一般廃棄物最終処分場第1土堰堤工事

契約金額 74,514,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和5年10月11日から令和6年3月14日まで

工事内容 土堰堤の築造

(3) プラント関係修繕

契約金額 469,370,000円

契約方法 一者随意契約

契約期間 令和5年4月18日から令和6年3月31日まで

修繕内容 南清掃工場の焼却溶融設備、スラグ等搬出設備等の修繕

(4) 廃熱ボイラ耐火物修繕

契約金額 158,070,000円

契約方法 一者随意契約

契約期間 令和5年4月18日から令和6年3月29日まで

修繕内容 南清掃工場の廃熱ボイラ耐火物の修繕

(5) 反応集塵装置修繕(3号炉)

契約金額 69,025,000円

契約方法 一者随意契約

契約期間 令和5年4月12日から令和6年1月26日まで

修繕内容 北清掃工場の反応集塵装置の修繕

## 5 監査の結果

第1及び1から4までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項等が見られた。

(1) 指摘事項

南清掃工場の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務を調査したところ、プラント関係修繕において、ボイラ内部等の作業を実施するに当たり、酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号。以下「酸素防止規則」という。)の規定により選任された酸素欠乏危険作業主任者でない者が空気中の酸素濃度を測定していた。

ボイラ内部など酸素欠乏危険場所における作業に当たっては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条及び労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条の規定により作業主任者の選任が義務付けられて

おり、酸欠防止規則第11条第1項に基づき選任された酸素欠乏危険作業主任者(以下単に「作業主任者」という。)は、同条第2項の規定により作業を行う場所の空気中の酸素濃度を測定しなければならない。また、酸欠防止規則第13条第1項では、常時作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を作業主任者等に通報する者(以下「監視人」という。)を置く等の必要な措置が定められている。

これを本件についてみると、仕様書に「作業前に作業主任者が酸素濃度の測定を行う」と定め、受注者は作業主任者及び監視人をそれぞれ選任していたにもかかわらず、記録表によると作業主任者でない監視人等が測定するなど、酸欠防止規則に基づく措置が執られておらず不適正な事務処理である。

今後は、労働災害を防止するための酸欠防止規則に規定する作業主任者や監視人の役割について、発注者、受注者双方が再認識するとともに徹底を図ることにより、適正に事務を執行されたい。

## (2) 注意事項

ア 清掃施設課の工事請負費(建設工事費)の支出に関する事務を調査したところ、一般廃棄物最終処分場第1土堰堤工事において、埋め立てた廃棄物から発生するメタンガス等を抜く機能を併せ持つ浸出水集排水施設工事の際には、ガス検知器等を用いた事前調査を行う旨を特記仕様書に定めていたが、当該工事完了後に調査した測定記録のみが受注者から提出されていた。

当該処分場は焼却灰などの無機物が埋め立てられていることから、有害ガスが発生するリスクは低いものの安全確保の観点から念のために事前調査を行うものとし、受注者は、着工前に測定した結果に基づき、ガスに関しては安全である旨を口頭で市に報告し、工事着手したとのことであった。

今後は、特記仕様書に測定の場所、時期、記録等について明確に定めるよう、適切な事務の執行に努められたい。

イ 南清掃工場の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務を調査したところ、プラント関係修繕において、仕様書では現場代理人及び監理技術者のほか「関係法令等により必要とされる責任者を定めて所定の様式で提出すること」とされていたところ、受注者は酸欠防止規則に基づき作業主任者

の選任を行っていたが、発注者である市は当該様式を定めておらず、受注者も当該作業主任者に関する届出をしていなかった。

こうした事務処理は、(1)に掲げる作業主任者と監視人の役割が徹底されない事態を生じさせることとなった要因の一つであると考えられる。

今後は、作業主任者選任届の様式を整備した上で作業着手前に受注者から提出させるよう、適切な事務の執行に努められたい。

ウ 南清掃工場の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務を調査したところ、プラント関係修繕及び廃熱ボイラ耐火物修繕の計2件の執行において、契約書に契約規則第30条第10号に規定する契約不適合責任に関する事項及び目的物の引渡しに係る記載がなかった。

本件修繕は、清掃工場の機能保全を図るため、工場内の各設備の部品を交換するなどの修繕を行うものであり、検査検収については契約書第10条に基づき適切に行われていたが、交換部品など「目的物」の引渡しを受けるための請負契約であることから契約不適合責任期間を定めた上で、検査検収後には、目的物は受注者から発注者へ引き渡されるべきものである。

今後は、修繕等の内容に応じて、契約書に契約不適合責任及び引渡しに関する事項を記載するよう、適切な事務の執行に努められたい。

エ 北清掃工場の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務を調査したところ、反応集塵装置修繕(3号炉)の執行において、精密な特殊設備であり、技術を有する当該事業者と契約しなければ契約の目的を達成できない旨を一者随意契約の理由としていたが、仕様書には「受注者は各作業、工程及び物品の管理、ならびに安全対策のため現場責任者を配置し作業を的確に行わせること」と規定するのみで、現場責任者の実務経験など技術的な知見を求めていなかった。

このことについて、本件の現場責任者は、受注者と別途契約している「ごみ焼却設備定期保守点検業務委託」により工場に常駐する現場責任者を兼務しており、当該業務に係る現場代理人及び主任技術者経歴書により資格や経験は確認済みであったことから、仕様書には技術的知見を求める旨の記載をしなかったとのことであったが、当該業務と本件修繕は別の契約であるから、本件の履行に当たり、技術的知見を求めるべき

である。

　　今後は、技術的知見を求めべき業務に関する契約の締結に当たっては、現場責任者の実績、経歴等の確認行為に関し契約書等に明記するよう、適切な事務の執行に努められたい。